

ルヲ説示シタル為メ遂ニ譲歩シ別記貴書ノ条項ニヨ  
リ解決スルニ至レリ  
右及申(通)報候也

貴書

購買組合共済社社役兼其ノ労働會議ハ今回謝行必ノ新旋ニヨリ  
尤記条項ニ以テ別記貴書ニ就テハ茲ニ貴書ニ通ラテ成レシ  
者双方ニ謝行者右通ニテ保持スルモノトス

左記

- 一 今回ノ謝行ニキレテハ此際解雇者ヲ以サハルノト
  - 二 従業員中其業務上不都合アリタルモノハ此際謝罪ノ意ヲ表シ  
將來誠實ニ従事スベキコトヲ誓フコト
  - 三 遊日松原ニタル身元保証預金ハ即時社ニ預メルコト
- 又現在ノ代表主任ハ辞任ヲ申出テタルニヨリ近日後任者ヲ定メテ  
マムルコト

昭和四年十月四日

購買組合共済社理事長

小出 収

全

常務理事

岡本利兵衛